

〈今回の募集からの主な変更点〉

**【海外特別研究員・海外特別研究員－RRA 共通】**

○人文学・社会科学分野における満期退学者の取扱いの変更

平成27～29年度の経過措置期間が終了し、平成30年度採用分から、我が国の人文学、社会科学分野において「標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得し退学した者（満期退学者）」については、申請不可とします。

**【海外特別研究員－RRA のみ】**

○学位取得後年数の変更

平成30年度採用分から、海外特別研究員－RRA に申請する者に限り、学位取得後年数を10年に変更します。（海外特別研究員に申請する者は、引き続き、学位取得後年数は5年です。）

以上